

議案第13号

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

川崎市特定非営利活動促進法施行条例（平成23年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次及び第3章の章名中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第12条中「、第3項並びに第4項」を「並びに第3項」に改める。

第13条第2項中「支給を行った場合にあっては遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出しを行う場合にあっては事前に（当該海外への送金又は金銭の持出しが災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）、」を「支給後遅滞なく」に改める。

第14条の見出しを「（特例認定申請）」に改め、同条中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第15条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第18条第1項中「第54条第2項から第4項まで」を「第54条第2項及び第3項」に改め、同条第2項中「及び法第54条第2項から第4項まで」を「並びに法第54条第2項及び第3項」に改め、同条第3項中「第54条第5項」を「第54条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。